

みんなで支え合う

国民健康保険



社会保険への被扶養者

認定手続きをお勧めします

現在、国保に加入されている方で、世帯の中に勤務先の社会保険に加入中の方がいる場合、次の基準に該当すると、被扶養者として社会保険に加入できることがあります。該当する方には、被扶養者認定の手続きをおすすめします。

ただし、勤務先の社会保険によつては扶養の認定基準が異なる場合もありますので、あらかじめ勤務先での確認をお願いします。

●社会保険等の被扶養者と認定される基準は…

- ・主として社会保険に加入されている方の収入により生計を維持されている親族
- ・60歳未満の方は年間収入が130万円未満であること
- ・60歳以上の方、もしくは厚生年金保険法による障害年金等の受給をされている場合は年間収入が180万円未満であること
- ・社会保険に加入されている方の年間収入の2分の1未満であること

※年金・失業等給付も年間収入の対象となります。

●社会保険等の扶養になった時の利点は…

国保は被保険者の人数によつて保険税が増減しますが、社会保険は新たに被扶養者が増えてもこれまでの保険料が増えることはありません。

●社会保険等の被扶養者に認定されたら…

- ・国保の喪失手続きが必要になります。
- ・新しく被扶養者と認定された健康保険証
- ・国民健康保険証
- ・印鑑（スタンプ式でないもの）をご持参のうえ、住民課保険年金担当へ届け出てください。

◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当

☎ 6571

風しん抗体検査を実施しています

妊婦、特に妊娠初期の女性が風しんにかかると、生まれてくる赤ちゃんが、難聴、心疾患、白内障、精神や身体の発達の遅れ等の障害を伴う「先天性風しん症候群」という病気にかかることがあります。

対象者	① 妊娠を希望する女性 ② ①の女性の配偶者などの同居の方 ③ 風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者などの同居の方 ※ただし、過去に風しん抗体検査を受けたことがある方、風しんワクチンを接種している方、風しんにかかったことがある方を除きます。
実施場所	滋賀県東近江保健所 1階（住所：東近江市八日市緑町8番22号）
受付時間	毎月 第1・3 水曜日 9:00～11:00（事前予約が必要です） ※お近くの医療機関でも風しんウイルス抗体検査委託医療機関であれば、受けることができます。詳しくは東近江保健所までご相談ください。 なお、滋賀県ホームページでも医療機関が掲載されています。 滋賀県 風しん検査 検索
実施期間	平成27年3月31日まで
検査費用	無 料
検査費用	保健所で検査を受けられた場合、2週間後に郵送でお知らせします。 医療機関で検査を受けられた場合は、検査を受けられた医療機関で結果をお知らせします。 抗体検査の結果、風しんの免疫が十分でなかった場合は、医療機関で風しんの予防接種を受けましょう。なお、風しんの予防接種費用は、自己負担となります。

◆問い合わせ先・申し込み先 滋賀県東近江保健所 地域保健・健康づくり担当 ☎ 1309 FAX 1617